論文

別荘地・軽井沢の発展過程の研究　その二

—外国人が主導した背景—

江川良武

我が国における別荘地の形成は、都市近郊では湘南地方や中央線の沿線などにおいて、また高原では軽井沢、御殿場、奥日光、六甲などにおいて明治二〇年代に一斉に始まっている。この内の都市近郊型別荘は日本人によって形成されたが、宅地化の波に呑みこまれ全てが消失してしまい、残る高原別荘地こそが今日の代表的別荘地との感がある。その高原別荘地は、全てが日本人に比べて圧倒的に人数の少なかった外国人によって拓かれた。[1・2] しかしその原因について、①避暑思想は西欧のものだった、②富裕かつ時間的余裕があった、などが指摘されているが、別荘地の開設が、禁止されていた明治二〇年代に集中したこと、禁止が解けた明治三二年以降に開設が見られない事実などを総合的に説明できていない。

一　「避暑文化」西欧起源論

わが国の高原別荘地が外国人に拓かれたことをもって、彼らが本国から避暑、別荘生活を持ちこんだとの説は根強い。安島・十代田は、実例を挙げて古代より別荘を設ける文化のあったことを明らかにしている一方、[3] 明治時代に西欧人がそれまでとは異なる「避暑思想」を日本に持ちこみ、日本人はそれを模倣するようになったとする。[4] そして避暑の浸透の方向が、外国人から日本人だった根拠として、明治二五年八月二〇日の「東京朝日新聞」を次の如く引用している。[5]「明治の初年に、官吏に休暇を賜ることが始まり、官立学校でも暑中休暇というを行うようになった。そうしたら御雇いの外国人が盛んに箱根やら、日光やらに出かけるものだから、一般もそれに見習って、避暑旅行を始める

ようになり、今日では避暑をしなくては紳士ではないかのように思うようになった。」。

それに対し、上田は、避暑は古くから変わらぬ日本の文化であるとして反論し、その根拠として、避暑という言葉の初見は日本書紀にさかのぼること、明治前期においても、新聞紙上に「避暑」が現れるのは、先ず日本人の行う避暑についてであって、西洋人に関するものはむしろ少ないこと、などを挙げている。[6] また田中は、避暑は古くより湯治の形式で行われていたとする。[7]

いうまでもなく我が国の夏は暑いから、日本人は昔から暑さを避ける工夫をしてきた。日常の場で涼しい衣類を着用し、海や川の側で涼み、冷たいものを食し、怪談を聞いて寒気を感じる、時には山間の温泉に出向き湯治をする、そうした生活の智恵が避暑であり、またその工夫をもって夏を楽しもうとする一つの生活技術であった。つまり避暑は夏期における当たり前の生活技術であり、したがって「避暑」なる言葉は頻繁には使われなかったと思われる。確かに日本の夏の猛暑は、不快感が大きく生活の質を下げるから、「避暑」を「動機」とする転地はあり得る。しかし暑さを避けることだけを目的にした生活を一ヶ月、二ヶ月という相当期間にわたって送ることはできない。人間は冷涼地に行けば、それで満足することはなく、その環境下でより楽しい、充実した生活を追い求めるものである。それがなければ避暑は倦怠となり短期で中断される。今日の別荘地において、別荘の多くがほとんど利用されないでいるが、それはそういうことであろう。従来、西欧人が高原避暑を日本人にさきがけて行った理由を「日本の夏に堪えかねたため」とし、概して寒い地方から来た彼等が「生理的に日本人より暑さに弱い」ことを自明の前提にしているように思われる。勿論、欧米人にとって夏の暑さが、避暑生活の契機になったことは事実だろう。しかし彼等が酷暑のアジア・アフリカで広大な植民地を開き、また第二次世界大戦では南方戦線で酷熱にもかかわらず日本軍を圧倒した歴史的事実があり、筆者の熱帯滞在の経験に照らしても、「欧米人が暑さに弱い」などは到底信じられない。わが国の医学界の発展につくしたドイツ人・ベルツ（Erwin von Bälz）は、避暑はプロテスタント宣教師に特徴的な行動であって、同じ欧米人であってもカソリック神父はそれを行わず、暑熱の中を信者と共に信仰生活を送っていることを指摘した上で、前者は紳士の生活スタイルを追い求めているとする。[8] すなわち、避暑生活の目的を、「暑さを避ける」以外にもあることを示唆している。なお海浜別荘地である宮城県七ヶ浜高山も軽井沢と同じ明治二二年に宣教師主導で拓かれ、しかもその年の戸数が七戸と軽井沢を凌駕して

いた。[9] 七ヶ浜高山は東北地方とはいえ、夏期の暑さは千葉や湘南の海岸とさほど変わらない。このことは外国人の「避暑地」で夏期を過ごす第一条件が必ずしも冷涼さだけではないことを示している。

筆者はここで「避暑」における「暑さを避ける」動機を気温要素、そこでの積極的な生活目標、例えば「同国人との社交」などを目的要素と呼ぶことにする。

そもそも欧米人は、母国が一般に涼しいから、高地での避暑生活の風習はなかったはずである。リゾートの先進国とされる英国では、貴族は普段は農場経営のため地方に暮らし、農閑期になるとバースやブライトンなどの都市的な場に一時の生活を送るのであり、[10] 我が国の都会から地方への流れとは正反対であった。在日欧米人が日本人にさきがけて避暑を行った理由は、気温要素だけでなく、生理以外の目的要素があったはずである。また避暑を行う外国人の中心であった英米人の言葉・英語に、避暑に相当する単語は存在しない。オックスフォード英語辞典など大部の辞書によってはじめてsummeringの語が現れるが、暑さを避けるという意味は明示されていない。「思想」とは概念の言葉による表現であり、言葉がない以上、「避暑思想」なるものも無かったと断じざるを得ない。

先の安島・十代田が引用した東京朝日新聞の記事、「外国人の避暑行動を日本人が見習った」の趣旨は事実を語っているに違いない。しかし鉄道網の整備が進むにつれ、避暑の実現手段が増えるのは当然のことであって、外国人の先行行動が無かったとしても、日本人も冷涼の地に移動したはずである。なおベルツがいうように、在日外国人の避暑行動に、母国の上流階級へのあこがれがあったと思われるが、それは日本人も同様であった。その背景にはそれまでの階級制度が破綻しはじめ、階級間移動の可能性がかつてなく高まったという汎世界的な現象が関係していたはずである。転地による避暑の進展に、外国からの影響を見るとすれば、それは資本主義の進展に伴う階級の再構成であって「避暑思想」ではないと思われる。

二　欧米およびその植民地における避暑・別荘地

外国において時代を先駆ける生活様式を先導したのは英国である。英国本国に避暑は存在しなかったが、熱帯のインド植民地において、英国人は「ヒル・ステーション」と呼ばれる高地での避暑生活を盛んに行っていた。これは、そもそも熱帯の疾病を避け健康を回復するためのものであったが、次第に植民地を維持するための必須の装置となっていく。植民地維持の根拠は、「欧米および欧米人の優越性」であるが、長らくインド人の海の中で生活する内に、特に

子弟は、皮膚感覚での「欧米」が薄れて現地化が進み、この根拠が失われていく傾向が生じる。これを避けるため、植民地内に本国と似た景観、風習、文化ひいては教育機関を備えた英国人だけの、排他的な「ヒル・ステーション」を作り、英国人としてのアイデンティティを再確認する場が必要であった。[11] すなわち避暑には目的要素が大きかったと見るべきである。ヒルステーションは、そこでの生活スタイルの華やかさが本国で話題になっていたから、在日欧米人も少なからずがそれを知っていたに違いない。日本は独立国であるから、外国人の置かれた立場は植民地であるインドとの間に大きな相違がある。日本における高原避暑は、インドと気温要素では同じであっても目的要素は、大いに相違していたに違いない。したがってヒルステーションは参考にはなったであろうが、その模倣が我が国における高原別荘地であったとは考えにくい。

米国においても、一八世紀ごろの開拓時代、居住圏の著しい拡大に教会の整備が追いつかず、宗教から遠ざかる人が多かった。そういった状況の下、地方で孤立する農民の家族を主な対象に、娯楽を兼ねて夏期に一個所に集めテント生活をしながら礼拝するという「キャンプ・ミーティング」が広まった。[12] さらに一九世紀の半ば過ぎの南北戦争後、すなわち日本での明治始めの頃より、キリスト教の教勢を高めるためのホーリネス運動の一環としてキャンプ・ミーティングが組織的に開催されるようになり、はじめは専ら東海岸においてであったが次第に全米に拡がり、数百人、時には数千人規模での集会が行われるようになる。そして世界中に普及させるための使節が派遣され、ヨーロッパ方面からインドに至っているが、日本に来ることはなかった。キャンプ・ミーティングにおける宿泊は当初はテントであったが、次第にコテッジ（山小屋）に置き換わっていく。キャンプ・ミーティングは一九世紀の終わりごろまで盛んに行われ、一部では現在に至っている。この集会の盛期は地域によって様々であるが、概ね明治二〇年頃であった。[13] 在日欧米人も母国などにおけるキャンプ・ミーティングを良く知っていたに違いなく、もしかすると来日前に参加した者もいたかもしれない。わが国近代における最初の組織的な避暑は、明治九年に比叡山ではじまるテント村である。[14] 軽井沢が別荘地となる一〇年以上前のことであった。明治七年にキリスト教が解禁され、宣教を目的とする来日外国人教師が増加、一定の集団となったことに対応すると考えられる。日本に来て間もない米国人が始めたこのテント村はキャンプ・ミーティングの影響があると考えるのが自然であろう。軽井沢などにおける別荘は一般に質素なものであったが、キャンプ・ミーティングにおけるテントの代替とい

う側面もあったと思われる。しかしながら、キャンプミーティングの目的はあくまで教勢の拡大であって、日本の高原別荘地では反対に、布教対象者である日本人を事実上排除していた。したがって外国人の高原避暑といえども、目的要素は異なり、その移入型とは考え難い。

三　不平等条約下での外国人の鬱屈

外国人は明治二〇年代に別荘地を盛んに拓き始めるが、不動産の取得は勿論、居住・旅行までも、日本側の法的規制が厳然として存在していた。すなわち居住が可能な場所は原則的に横浜、築地、神戸などの居留地および東京・大阪の開市場の内に限られ、外交官と官公私の雇用人だけが勤務地に居住することが許されたに過ぎない。また旅行も学術研究や病気療養の目的に限って日本政府が発行する旅行免状を携帯することによってのみ認められた。これらは、日本側司法権が及ばない外国人を、極力狭い地区に閉じこめておき、不測の事態の発生を最小化するという条約の不平等性への対抗措置であり、また諸外国が居住・旅行などの規制の解消を願うならば、条約改正に同意せよと誘導するための戦術であって、不当な措置とは思われない。

バード（Isabella L. Bird）は数少ない認可居住地であった開市場・築地の外国人の社会を観察し、後年に比べて人口が少なかったと思われる明治一一年ですら、人々の鬱屈が大きかったことを次のように記録している。[15]「居留地内の様相はさえない、みじめなものである。人びとは互いにとても近く住んでいて、互いの退屈きわまりない仕草を見て、絶えずいらいらしている。…宣教師達の住んでいる家は数多い。彼らにとって、このような狭い土地に、一緒に押し込まれているのは、さぞ難儀であろう。」。バウマン（A. H. Baumann）は明治一〇年ごろのことと思われるが、次のように当時の外国人の心理を推し量っている。「『逃亡の可能性のない閉じられた場所』や、いつも同じ顔ぶれしか見られない外国人コミュニティーの集団において閉所パニック、閉所恐怖症が起こり、その症状は日本人に対する優越感と報道機関のせいで結果的には抑えられないような制限のない自由な空間のあこがれとなった。[16]」。一部の外国人は仕事を円滑に進めるためにも、学校の教師や富裕者の家庭教師などの肩書きを得て、居留地・開市場からの脱出を図り、勤務地の近くに居住する。

法規制はあるとはいえ、司法権がないのであるから規制の実を挙げるには限界がある。旅行でいえば、旅行免状を取得しないまま、あるいは免状発給条件に反する行為が頻発、日本政府は各国公使館に処罰を要求するが、領事は「本国に旅行制限の法令はない」との理由により当該外国

人の行為を不問に付すという事例が相次ぎ、一方で日本側にとっても外国人が旅行すれば地方が潤う肯定面もあったから、次第に厳しい規制は骨抜きになっていく。[17] ことに夏期は長期休暇があり、旅行への熱望や、居留地などの都会特有の酷暑・鬱屈から解放されたいとの願望は、強いものがあったであろう。旅行の進展が、居住の自由化でもある避暑の増加につながっていく。

四　別荘地開設に先行した避暑

別荘地の開設は、先の論文、「別荘地・軽井沢の発展過程の研究　その一　―各高原別荘地の比較を通して見るその特殊と普遍―」で述べたように、明治二二年以降であるが、[18] 外国人はそれ以前から避暑を盛んに行っている。箱根、伊香保、草津などは我が国における伝統的な湯治場であり、また平地日光も湯治場ではないが施設が整っている著名な観光地であって、いずれも外国人に評判の避暑地であった。さらに居留地、開市場に近い寺社も、屋根が高く風通しが良く寺社林に囲まれて涼しかったから、外国人の格好の避暑の場であった。しかしながら、別荘地として選ばれたのは軽井沢や御殿場、奥日光、六甲などであって、伝統のある観光地や湯治場などではない。選ばれたとしても遅れるのが通例であった。この原因については二つの解釈があり得る。その一は、別荘地の開設に向かった人々は、湯治場などの旅宿を利用して避暑を行うことに無縁あるいは積極的でなく、別荘地で避暑を初めて行ったという考え方であり、その二は、避暑を楽しんでいた人々が、その場所を旅宿から異なる地域の別荘地に切り換えた、とのとらえ方である。仮にこの第二の場合が一般的とするなら、別荘地の開設の動機を気温要素に求めるのではなく、それを背景にしつつも、避暑の場を変更した背景、すなわち目的要素が追求されるべきである。

ここで当時の外国人の休暇慣習を見てみる必要がある。明治五年、わが国にも太陽暦が導入され、週休制度とともに、いわゆるお雇い外国人である外人教師には一ヶ月程度の夏期休暇が認められた。一方、宣教師については定かではないが、オランダ出身の宣教師フルベッキ（Guido H. F. Verbeck）は明治三年七月二一日に「今日は一ヵ月にわたる夏休みの第二日目です。[19]」と書いているし、明治一八年一〇月に米国の宣教団体に送った書簡で、「その依頼が当地に届いた時は…暑中休暇中で、この地域には僅かの宣教師しかおらず、誰もほかに行くものがなかったのです。[20]」と書いており、当時、プロテスタントの宣教師は居住地を離れて避暑生活を送るのが通例であったことを示している。

斎藤は明治期の外国人の避暑生活を、多くの日本旅行記

や滞在記に基づいて検討している。[21] それによれば鉄道が未だ横浜―東京間にしか敷設されていなかった明治初期においても、外国人は盛んに日光、草津温泉、伊香保などで既存の旅宿を利用しての避暑生活を送っていた。特に利用が盛んであったのは東京、横浜から近く設備も整っていた箱根であった。クロウ（Arthur H. Crow）は明治一四年七月に行った旅行の経験を基に、次のように述べている。[22]「箱根は人気のある避暑地で、殊に横浜と東京の宣教師とその家族には人気がある。だが、彼らはそれらの都市の俗人のはらからとは、必ずしも最高にうまくいっているわけではないので、大方、ぱっとしたところがなく、湿気がちな箱根をひいきにして、派手な宮ノ下を避けているのだろう。」。またOgawa & Murdochの明治二五年の記事では「家々は日本にやってきた多くの伝道宣教師たちによって溢れんばかりに満たされている」とある。[23]

軽井沢においては、ショー（Alexander C. Shaw）とディクソン（James M. Dixon）が明治一九年に外国人として初めての避暑生活を送ったというのが通説である。ショーが来日したのは明治七年であり、軽井沢で最初の避暑生活を送るまでに一〇年以上が経過している。その間、夏期休暇があるにも係わらず蒸し暑い東京に滞在し続けたとは考えにくく、多くの宣教師が行ったように箱根で夏を送った可能性が高い。ディクソンの場合は、明治一五年の夏に、箱根より富士山に共に登ったというアーネスト・サトウ（Ernest M. Satow）の記述があり、箱根の快適さを体験していたことは間違いない。軽井沢で明治中期に別荘生活を送った彼ら以外の外国人も同様だったろう。なお、外国人の旅行に必須であった日本政府発行の旅行免状が、外務省外交資料館に大量に保存されている。著者はその資料館で、後に軽井沢で避暑生活を送った外国人が箱根などに出かけたことを示す旅行免状申請書、旅行免状の類があるのではないかと探索したが、見つけることが出来なかった。残っている免状、関係書類は、発給量に比べればごく一部だからと思われる。例を明治八年にとると、免状発行件数は一一六三とされるが、[24] ドイツ人の旅行免状案六〇余件が残っているのみで、はるかに多かったと考えられるイギリス人関係は二名にしかすぎないことからも伺い知れる。[25]

軽井沢での別荘生活の前段として多くの外国人に箱根などにおける避暑があったとすると、軽井沢への移動の原因が検討されなければならない。一つの可能性は、避暑の中心であった箱根の人気ゆえの混雑である。モール（Ottmar von Mohl）は「一八七〇年代において、箱根はヨーロッパ人がその地域の保養能力を享受するためには、日本人の下層階級と同じような最も狭い居住状況すらやむを得ず受

け入れなければならないほどに人気がでるようになった。[26]」としている。バウマンもホルトハムが明治一三年に次のように述べていることを紹介している。[27]「ここ箱根においては、…日本人ですら驚くような方法で、外国人たちは一緒に詰め込まれているのである。」。これらで述べられている宿泊環境が具体的に何を意味しているのかは明白ではないが、互いに縁のない個人、グループが一つの部屋に詰め込まれる、すなわち相部屋での宿泊を指している可能性が大きい。はるかに時代が下る昭和五年のことであるが、軽井沢で一軒の別荘を、多くの人々が共同して使うのが通例であったことが明らかにされており、[28]当時の感覚では相部屋は今日考えるほど特異でなかったのではないか。また同バウマンは、モールが「私自身は、山岳地帯での滞在は素晴らしいと感じた。それは、翌年の夏に借りる家を探すため、我々は次の日もう一度箱根に引き返したほどであった」と明治二〇年に述べていることから、宿泊所の需要はとても多かったに違いなく、夏の宿泊所の予約は計画された休暇の一年前には行われていたほどであった、と判断している。なお、モールは宮内省顧問を勤めていたドイツ貴族であり、卓越した威信、経済力で多くの外国人より予約するには有利な立場であったはずである。その彼にして宿の予約は容易ではなかった。

明治初期から中期にかけての在日外国人の数を図1に示す。[29]外国人に占める清人の数は過半であったが、高原・山地に別荘を生成することはなかった。ここでは英国人や米国人の欧米勢が大勢を占める「他の外国人」の趨勢が大切と考える。「他の外国人」は年とともに増加しており、特に明治一九年から二二年にかけて伸びが大きい。一八七〇年代、すなわち明治の一桁の時代ですら混雑していたのであるから、明治二〇年頃には限界に近づいていたであろうことは容易に推測できる。ただし増加の速度は全体としてみれば緩慢ともいえ、突然、限界にぶち当たったとも考えにくい。

旅宿などに泊まっての避暑は、宿より提供される様々な便宜がある。しかし一方で、かなり早期に予約をしておかねばならず、同宿の人を自分達と親しいものだけで固めることも現実には難しい。一ヶ月、二ヶ月という長期にわたって倦怠を感じず、また親しい仲間とともに気ままに避暑を送ろうとするなら、別荘の方が何かにつけ都合がよいとの選択があるだろう。別荘は一切の食住を自ら賄わねばならず、旅館より面倒ではある一方、こうした苦労はかえって生活を彩りあるものにし得るし、旅館主の管理に従う必要がなく完全に自由だからである。

しかし法的規制を無視したとしても、当時、避暑の中心

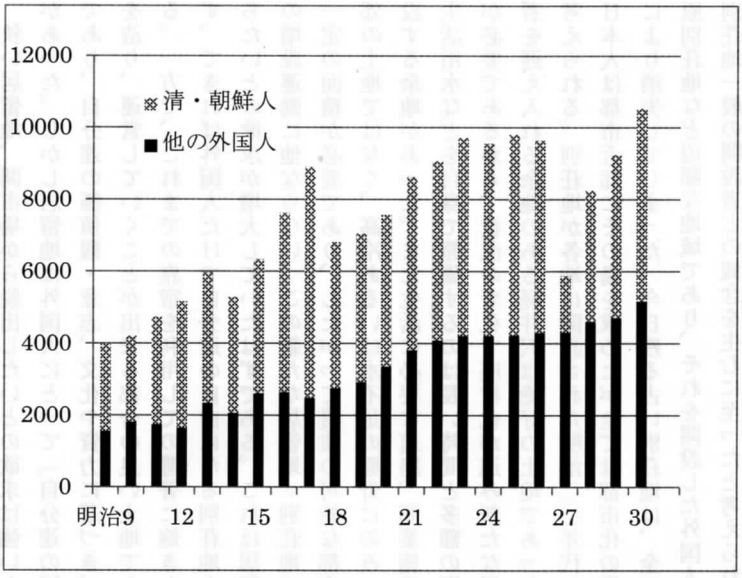

図1　明治9―30年における在日外国人　帝国統計年鑑による

であった箱根の場合は別荘を構えるのが困難であった。七湯は狭逸であって別荘地の余地はなかった。箱根宿は芦ノ湖に接しており、山地に接する東南側の土地は狭い。その土地を三つの寺が広大な墓地と共に占めているから、今日に至るも別荘地ではない。大正以降に別荘となった仙石原や温泉荘、元箱根の山地などは本格的な給水設備を要するから、明治時代には別荘地を拓くのは困難だったに違いない。

五　別荘地開設の願望

別荘地においては人との付き合いからなるべく免れたいとの態度があり得る。明治期に別荘を所有するような日本人の上流階級の人々にとっては、平素が千客万来であったし、自宅においても多くの使用人、書生などに囲まれ、拘束の多い、プライバシーの乏しい生活であった。せめて別荘では隠遁生活を送りたいとの指向があったとしても不思議でない。また外国人実業家もそれに準じるものがあったろう。しかし宣教師はそうではなかったらしい。彼らは一人一人が日本人の海の中で行動するのであり、夏休みくらいは同質の外国人だけでまとまって暮らし、かつ社交したいとの欲求は、人間の本性に基づく当然の感情であったろう。これを裏付ける「(宣教師およびその家族は)みな淋しかったのです」との証言がある(30)。また欧化政策と一見矛盾するようであるが、明治一五年頃にはお雇い外国人の雇用数が最盛期の一／四以下にまで下がり、キリスト教界でも

日本人伝道者の数が外国人宣教師を超え、伝道の主力が日本人に移行した時代であり、[31]外国人の疎外感が増していた可能性もある。

狭い居留地、開市場から脱出したいとの欲求は強いものがあった。しかし居留地は外国人にとって「自分達の国」であり、自分達の価値観・意志、文化や資力に基づき、町を造り、運営していくことが出来る都合の良い土地でもある。一方で、これまでの旅宿を利用しての避暑に飽きたらず、できれば外国人だけで自分達の自由になる別荘地を持ちたいとの欲求が増大していたはずである。これは居留地の増設運動に他ならない。この新たな居留地＝別荘地は、一定の面積が必要であり、したがって農業の可能な都市近郊の土地ではなく、高冷あるいは水不足の原野にのみに開設する余地があった。また生活に必要な道路、商業施設、生活用水などを自身で整備するのは長い時間と多額の資金が必要であるから、状況の変化で廃村化が進み新たな居住者を迎え入れる余地のある軽井沢は絶好の土地であったと考えられる。別荘地が各地に開設された明治二〇年代に、日本人は都市近郊にその場を求めたが全ては都市化の進展により消失してしまった。今日残る古い別荘地は、全て高原別荘地など辺鄙な地域であり、それを開設した外国人が、別荘地一般の開設者との観念を生むに至ったと考えられる。

六　別荘取得へのためらい

外国人は、居留地外に土地・家屋を所有することが禁止されている法環境の下で、日本人名義を使うなど脱法的手段で対抗するようになる。[32]これは日本側の反発を招きかねず、別荘の建築に当たっても、反発の見込みについて厳しい検討がなされたはずである。軽井沢においては、ショーが明治一九年に今井寿道名義で最初の別荘を設けている。佐藤は、「ショー、デクソンの二氏は、相前後して（内陸旅行の途中）此の地を過ぎ、山容野色の如何にも泰西なるを見て、親しく土地の状況を視察して帰京し、再び同年七月上旬に、二氏何れも家族を伴って来り、八月下旬まで滞在した。」としているが、[33]少なくとも当時はそうした牧歌的な話が通用するような状況ではなかった。仮に日本の法規制を一顧だにしなかったとすれば、それは余りに日本および日本人を甘く見た所業といわざるを得ない。慎重に検討の上、実行されたと考えるが、それでも軽井沢で別荘地が開設された五、六年後には、この脱法行為もその一端となって国政上の大問題に発展していく。明治二六年、開設間もない国会では、野党側が軽井沢を冒頭の事例に挙げ「恰モ一国の体ヲ為シ（当用漢字に改めた）」と一定区域が外国人に占拠された風があり、しかも「無用ノ日本人入ルベ

カラズ」の門前標が建っていることを指摘している。[34] そして条約の条文通りの履行を政府に求めた。対策に苦慮した政府は同年一二月、衆議院を解散し、選挙で野党の追い落としを図ったが、かなわず翌二七年六月に再度解散をする。解散を決めた同じ閣議で、日清戦争の開始を決定、世間の関心がそちらに向かうことにより、ようやく政府は窮地を脱した。ショー自身も、明治二六年一二月に排外主義を信奉する暴漢から殴打されるという事件が発生している。[35]

外国人による旅行や日本人名義による不動産の取得が進展していたとはいえ、全くそれが自由に行えたわけではない。そのことは以下に示す宣教師たちの行動に表れている。明治二三年に当時の青木周蔵外務大臣と英国との間で条約改正の話が進み、治外法権が撤廃される可能性が出てくる。その折り、横浜の英国人商人たちは権益が阻害されるとして治外法権撤廃反対の決議をするが、ショーは他の宣教師とともにそれに対抗して条約改正を願う陳情書を作成、英国公使館経由で英国政府に提出する。この陳情書は、英国外務大臣ソールスベリィ宛の在日英国公使フレイザー(Hugh Fraser)による書簡(明治二三年一〇月三日)と共に英国に送られるが、その書簡には、「条約改正についてのこの陳情書は、本日、ショー大執事(Archdeacon)らが私のところにもってきたのです。…宣教師の一番の願いは、自由に日本国内を歩けるようになることなのだ、と私は説明されました。[36]」とある。このことから旅行ひいては不動産の取得についての制約は依然として外国人にとって重たかったことは明らかである。

土地・家屋の外国人による取得は、ショー達が軽井沢で別荘を建てはじめる時代までは控えられていた形跡がある。政府は明治二五年～三二年にわたって毎年、各県知事に日本人名義による外国人の土地所有などの実態を調査・報告させている。各県の報告は警察組織を使っての調査であったが困難を極めたらしい。[37] 自ずから事情聴取も厳しいものになったはずであり、かなりの程度に実状を現していると考えられる。明治二五年の神奈川県知事の報告では、県下で五八件の外国人による土地・家屋あるいは借地上の家屋の建築が見られた。[38] 図2に示すように、その内、教会や工業・商業などの事業用のものが一二件である。これらは個人の家屋に比べて社会性の高いものであって、名義人が日本人であっても、違法性を質すことは困難だったであろう。教会活動や事業の当事者の一人と主張されれば名義貸しと言い切るのは難しいからである。それに対して、個人性が高い住宅は一三件、別荘は三三件ある。神奈川県下の場合、別荘、住宅四六件の内、六七%が妾またはその親族の名義となっている。なお、ここでの「妾」であるが、調査を担

図2　名義人の所有者との関係（神奈川県外国人所有物件）外務省資料（明治25年調査）による

当した警察が、内妻や正式の妻をもひとくくりにした可能性が高い。当時の多くの外国人は若くして来日しているから、母国に本妻を残している事例は少なかったろうし、ベルツの正式の妻、武田花も妾とされている。仮に言葉の正確な意味での妾であったにせよ、生計を共にしたであろうから、これを名義貸しと断じるわけにはいかないと考えられる。しかし住宅や別荘の名義を、それを利用しない第三者とする場合、住宅や教会・事業用の施設の場合より不自然にならざるを得ない。このケースは全体の三三%一五件にとどまる。神奈川県知事による報告では土地・家屋の取得年が示されていない。横浜、東京に近く、調査年である明治二五年よりかなり以前、少なくとも明治一〇年代の早期から少しずつ買収・建築されており、取得年が最早判らなくなっていたためであろう。一方、同じ明治二五年の長野県知事報告では、外国人による不動産取得の全てが軽井沢に集中し、二二件の別荘の名義人全員が第三者である信者や雇人であるとしている。また、各別荘の取得年月が記載されており、一件は明治一九年であるが、残りは全て二〇年代である。[39] 個人性の高い別荘・住宅について、神奈川県は軽井沢と比べれば、不動産取引の歴史は早くからはじまっているのにもかかわらず、件数は約二倍に過ぎない。神奈川の県域は当時の一寒村・軽井沢よりはるかに広かったことを考えれば、単位面積当たりの取引量ははるかに少なく、しかもあからさまな第三者による名義貸しは控えられていたと考える。このことは、不動産を取得した外国人は、日本人を家族に持つ場合が中心だったともいえる。神戸についても、明治二六年に野党から衆議院に提出された「現行条約励行建議案理由」に、神戸における外国人による土地所有の日本人名義の内訳が記されているが、九七件中七五件、七七%が妾・子とその親族によって占められ、雇人、信者など第三者は残りの二二件、二三%に過ぎない。[40] 神戸も神奈川県と同様の傾向を示しており、外国人のみで家族が成り立つ軽井沢と対照をなしている。

今井は、宣教師による教会敷地の取得および教会の建築が各地で行われたことなどをもとに、日本人を名義人とする不動産取得は、宣教師によって主導されたことを明らか

にしている。[41] 教会という一種の事業用地に比べて、私的な別荘の取得は一段とハードルの高い行為であったが、これも軽井沢などで宣教師が主導している。教会の取得というそれまでの成功体験が宣教師を大胆にしたのであろうか。ただし軽井沢で最初に建てられた「別荘」は、実は「保養所」であった可能性がある。つまりこの「別荘」は個人用ではなく共同利用的な性格を持ち、その利用が想定される名義人の日本人や外国人、双方にとって心理的抵抗感が少なかったと考えられる。このことは後の稿で詳しく検討する。

七　不動産取得解禁の見込み

ここで外国人が軽井沢を含む各地で別荘地の開設を明治二〇年代に一斉に始めた背景について検討する。日本政府は不平等条約の改正が実現した暁には、外国人の旅行や居住を自由化することを公約していた。その不平等条約の改正について、明治一五年から日本側と各国との間で予備会議が、そして明治一九年に至り、本会議である条約改正会議がはじまる。同年六月の第六回会議で、内地居住の外国人は日本裁判所の管轄に属するなどの条件の下に、新条約実施後二年以内に日本は内地を開放することで各国と日本政府は合意した。[42] これは、ショーがディクソンとともに軽井沢で避暑生活をはじめた一ヶ月前のことであった。この各国との合意は、外国人の間に内地雑居や不動産取得が自由化されるという期待を高めたはずである。先に述べた神奈川県による外国人の土地・家屋所有の調査の際に、一部から「近々に自由化されるとの見通しを持っていた、だから取引を行った」の趣旨の釈明が見られるが、このことを示すものである。また日本社会においてもそのころから不平等条約改正への議論が活発化するが、これは不平等条約解消が現実化してきたと見られたからであろう。さらに当時は欧化政策が推進され、上流社会のみならず世間一般も欧米の風俗を模倣する風潮が高まっていた。政府が不平等条約改定交渉を有利に進めるため、日本は西洋化したとの外観を印象づけるべく、鹿鳴館時代とよばれる親西欧の姿勢を強めていたからである。これも外国人に安心感をもたらしたことであろう。

このような外国人の内地雑居や不動産取得の自由化が間近との見通しが強まったことが、明治二〇年頃に一斉に各地の別荘地が生成された原因であろう。しかし第六回条約改定会議の合意事項の中に、外国人が原告または被告の場合に、裁判官の過半数が外国人であることを要す、との条件が含まれていることが暴露され、世論は激高する。外相・井上馨は責めを負って辞任、各国との合意は一旦、無に帰したのである。そして世の中を風靡した「欧化政策」は、

所詮は不平等条約の解消が目的の軽薄なものであったから、世論は急速に排外主義へと傾斜していく。

明治三二年になって、不平等条約における司法の不平等が解消される。それに伴い、外国人の居住や旅行の自由化と、地上権設定権が認められ、別荘所有が可能となる。ところが、明治三二年以降の外国人による別荘地開設は、軽井沢からの一部の人々が野尻湖へ進出したことを除けば、皆無である。[43] この事情として、明治三二年より前に開設された軽井沢を中心とする別荘地が、需要を既に満たしていたことは確かであろう。御殿場、六甲山や宮城県高山の別荘地は会員制であって、希望する者が誰でも参入できるわけではなく、またあらかじめ設定した規模であったため受入人員の制約があったが、軽井沢は計画的ではなかっただけにそういった制約が無く、当時の需要程度は充分に受入が可能であった。それと共に、居住や旅行の自由が保障されるに至り、バウマンのいう「閉所パニック、閉所恐怖症が起こり、…結果的には抑えられないような制限のない自由な空間のあこがれとなった」の心理が解消されたことも大きかったと考えられる。

外国人が高原別荘地の開設を先導的に進めたのは、外国人が暑さに弱いからでもなく、彼らの「先進文化」を持ちこんだわけでもない。せめて夏休みくらいは類似の言語を有し、また同じ価値観や経済水準を備えた外国人だけで過ごしたいという、ある意味で人間の本性に基づく排他的な欲求があったからである。また人種的、文化的に優越感を持っているにもかかわらず、自分達だけが居住や旅行の自由を奪われているという、不満と鬱屈も大きく関係していた。すなわち日本における少数民族としての立場と、居住・旅行などの不自由が近日中に解消されるとの判断が、外国人をして高原別荘地を開設せしめたのである。

註1　安島博幸・十代田朗、一九九一、『日本別荘史ノート』住まいの図書館出版局、一―三〇七頁

2　江川良武、二〇一五、「別荘地・軽井沢の発展過程の研究その一―各高原別荘地の比較を通して見るその特殊と普遍」『信濃』第六七巻第八号

3　前掲1、一二―三〇頁

4　十代田朗、一九九六、「近代日本における「避暑」思想の受容と普及に関する研究」ランドスケープ研究、日本造園学会誌、第五九巻、第五号、一〇五―一〇八頁

5　前掲1、四六頁

6　上田卓爾、二〇〇九、「第二次世界大戦以前の日本のリゾート（外人避暑地）について」名古屋外国語大学現代国際学部紀要、五号、九〇―九五頁

7　田中啓爾、一九三二、「軽井沢における内外人の生活」地理学、三、（二）、信州に関する地理学論文集、一二五―一二六頁、一二七頁

8　E・V・ベルツ・菅沼訳、一九七九、『ベルツの日記・下』一七四頁
「軽井沢は気候の乾燥したことで知られており、夏は外人が多数訪れる。主としてアングロ・サクソン系の新教伝道者で、めんどうな仕事の労苦を、ここに三ヶ月滞在していやさねばならないそうだ。だがしかし、信者たちは下界で汗を流して、日ごろの精神的慰安で満足することを考えておればよいのだ。これだから自分は、かれら宣教師連に好意がもてないのであって、自分には何一つとして犠牲を課すことなく、教えに従わずして貧をいとい、高原に別荘を構えてスポーツにふけり、あらゆる点で紳士にひけをとるまいと努めているのだ。かれらの報告書を読むと、その奮闘努力振りや、毎年の夏期休暇の痛切に必要な事情が、最も効果的に書立ててある。それならば、何故カトリックの宣教師たちは、こんな休養を必要としないのだろうか？何が一体この人たちに、年々歳々うまず、たゆまず働き続けて、しかもはるかに困苦欠乏に満ちた生活を送る力を与えているのだ？」

9　外務省外交資料、九類四項四七号、「外国人ニシテ日本人ノ名義ヲ以テ土地家屋ヲ所有シ並ニ会社ヲ設ケ商業ヲ営ムモノノ調査一件」外務省外交資料館蔵、宮城県知事報告

10　小林章夫、一九八九、『地上楽園バース』岩波書店、一―二〇八頁

11　Dane Kennedy、1996、『The Magic Mountains Hill Stations and the British Raj』University of California Press、1-255

12　Wikipedia, Camp meeting, http://en.wikipedia.org/wiki/Camp_meeting

13　Seeking4truth.com,The National Camp Meeting Association for the Promotion of Christian Holiness, Chapter IV, The principles of Holiness Revised, 1865 to 1880, http://www.seeking4truth.com/national_camp_meeting_associatio.htm

14　前掲6、一〇八頁

15　I・バード・楠家重敏ほか訳、二〇〇二、『バード　日本紀行』雄松堂出版、一六頁

16　A・H・バウマン、二〇〇五、「「箱根」と外国人（第二部）」国際関係研究（日本大学）、第二六巻第二号、一二二頁

17　伊藤久子、二〇〇一、「明治時代の外国人内地旅行問題―内地旅行違反をめぐって」横浜開港資料館紀要、一九、五六頁

18　前掲2

19　G・H・フルベッキ・高谷道男編訳、一九七八、『フルベッキ書簡集』新教出版社、一七九頁

20　前掲19、三一九頁

21　斎藤　功、一九九四、「わが国最初の高原避暑地宮ノ下と箱根：明治期を中心に」筑波大学人文地理学研究、第一八巻一八号、一三三―一六一頁

22　A・H・クロウ、岡田章雄・武田万里子訳、一九八四、『クロウ内陸紀行』雄松堂、一三五頁

23 Ogawa & Murdoch, 1892,「The Hakone district」写真一一―一四の説明文
24 伊藤久子、二〇〇一、明治時代の外国人内地旅行問題―内地旅行違反をめぐって―、横浜開港資料館紀要、一九、四五頁
25 外務省資料、「外国人、本邦領域内旅行関係雑件」九類四項一〇三号、外務省外交資料館蔵
26 O・V・モール、金森誠也訳、一九八八、『ドイツ貴族の明治宮廷記』新人物往来社、八四頁
27 A・H・バウマン二〇〇六、「「箱根」と外国人（第三部）」国際関係研究（日本大学）、第二七巻第一号、八四頁
28 花里 俊廣、二〇一二、「戦前期の軽井沢の別荘地における外国人の所有・滞在と対人的環境の様態」日本建築学会計画系論文集、七七（六七二）二五〇頁
29 『帝国統計年鑑各巻』
30 宮原安春、一九九一、『軽井沢物語』講談社、一三九頁、「あの頃、外国人は日本に少なかったんですよ。東京に住んでいても、ふだんは合うことがないでしょ…だから軽井沢に来るのが楽しみでした。みんな淋しかったのです。」この発言者が誰か明示はされていないが、文脈から見てエローイーズ・カニングハムらしい。
31 大濱徹也、一九七九、『明治キリスト教会史の研究』吉川弘文館、五九頁
32 今井庄次、一九六八、「明治二五年の外国人所有（日本人名義）土地家屋実態調査について」神奈川県史研究、第一号、二四―三二頁
33 佐藤孝一、一九一二、『かるいざわ』国書刊行会、四七頁
34 「現行条約励行建議案理由」一八九三、秘書類纂 外交編、四三九頁
35 『国史大辞典』一九八六、「じょうやくかいせい」、第七巻、吉川弘文館、六三七頁
36 白井堯子、一九九九、『福沢諭吉と宣教師たち』慶応義塾福沢研究センター叢書、一〇一頁
37 信濃毎日新聞、一八八八、明治二一年一一月二七日号、「本県参事官佐柳氏、嘗て鳥居北佐久郡長に内訓して軽井沢人民と外国人とが土地の売買貸借につき如何様の契約をなすかを取調べしめし事あり、鳥居氏の答申の如何なりしかは固より予の聞知せざる処なりと雖も、唯其大体に於いて殆ど茫漠雲を掴む如く、頗る調査の困難なりし由は予の仄聞する処」
38 前掲9、神奈川県知事報告
39 前掲9、長野県知事報告
40 伊藤博文、一九三三、「現行条約励行建議案理由」秘書類纂 外交編・上、四三九頁
41 前掲32、一―二二頁
42 『国史大辞典』一九八六、じょうやくかいせい、第七巻、吉川弘文館、六三八頁
43 前掲2

（えがわ・よしたけ　長野県軽井沢町長倉二一六三―一四二）